

日本成長戦略を金融面から支える「資産運用立国」のアップグレード (提言)

令和8年5月14日
資産運用立国議員連盟

資産運用立国は、我が国において資金の好循環を創出し、日本経済の持続的成長と国民の豊かさの向上を目指すものである。

この目的に向け、政府・与党は、これまで、インベストメント・チェーンの構成主体のうち、主に家計、金融商品の販売会社、資産運用会社、アセットオーナー、企業をターゲットとした施策を実施し、一定の成果も出てきた。

高市内閣では、現在、「強い経済」の実現に向け官民連携の戦略投資を促進する観点から、重要な戦略17分野に対して政府として様々な支援策を検討しているが、民間側で自律的な成長投資を支えるためには金融の役割が極めて重要である。

高まる金融への期待に応え、日本の経済成長を牽引すべく、日本の金融力を高めていく必要がある。そのためには、資産運用立国の取組をアップグレードし、これまでの取組に加えて、我が国の資金循環をより高い視点から捉えた施策を的確に講じていくことが不可欠である。

資金の好循環の創出に向け、起点となるのが企業である。日本経済の原動力たる企業は積極的な成長投資を行い、中長期的な企業価値を向上させ、その成果を従業員や投資家に広く還元していくという役割を果たすことをこれまで以上に促していく必要がある。

そして、我が国において企業の成長を促し支える上で中心的役割を担うことが期待されるのが銀行をはじめとする預金取扱金融機関（以下「銀行等」）である。政府・与党は、家計金融資産(約2,350兆円)の約5割が現預金である中、経済成長の成果を国民が享受・実感し、国民の豊かさの向上に繋げていくため、個々人の状況に応じた安定的な資産形成を促しているが、これは銀行等の役割低下を企図するものではない。むしろ、銀行等の積極的な貢献なくして資金の好循環は実現しない。

銀行等(資産：約2,400兆円)は、家計や企業の預金等を企業への投融資といったリスクマネーに変換する最大の金融仲介プレイヤーである。また、上場企業のほか、日本企業の99%超を占める中堅・中小企業にも、成長と従業員等への還元といった形で資産運用立国の理念を浸透させていくことが重要であり、こうした企業の大部分は市場との接点を持たず銀行等が支えている。こうした中、我が国で資金の好循環を創出していくためには、銀行等の資金供給機能や成長支援機能をより一層高めていくことが不可欠である。

また、我が国の資金循環を見ると、欧米と比して銀行等を中心とした間接金融の比重が大きいが、今後、成長投資がより一層活発になっていく中で、近い将来、銀行等のバランスシートのみでは支えられない可能性もある。金融市場全体で資金

需要に応じていくため、同時に銀行以外の資金供給経路を多様化・強化していくことが急務である。このため、欧米と比べ未成熟な社債市場やローン・セカンダリー市場の活性化、適切なモニタリングを前提としたPE(プライベートエクイティ)・PD(プライベートデット)ファンドの健全な発展を図るほか、海外資金の更なる呼び込みにも注力していく必要がある。

更に、家計金融資産の約2割を占める保険受給権に係る資金を運用する保険会社(資産：約515兆円)、GPIFや共済組合等の公的機関(資産：約400兆円)、企業年金(資産：約84兆円)、大学(資産：約11兆円)といったアセットオーナーには、受益者の最善の利益を追求した資産運用を促し、それが結果として企業の成長や市場の活性化、良質な金融商品の組成など金融機関における資産運用サービスの高度化に繋がっていくことを期待する。

上記の取組を通じ、我が国企業・市場の投資対象としての魅力や日本経済の成長期待が海外と比して向上すれば、国内外から更なる投資を呼び込むことに繋がり、我が国における資金の好循環がより強固なものになっていくと考えられる。

こうした認識の下、政府・与党は、①金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の強化、②企業の成長投資の促進、③資産運用を通じた国民の豊かさの向上に取り組む必要があり、そのための下記施策を今後政府において策定する金融戦略に盛り込むことを提言する。なお、対応時期の記載がない事項については、2026年度末までを目途に結論を得て、その後速やかに制度対応等がなされることを期待する。

記

1. 金融機関・市場による資金供給・成長支援機能の強化

銀行等の機能発揮の後押し

- (1) 銀行等のデット資金の供給機能を高めるため、大口信用供与規制(同一グループへの融資等を自己資本の25%以下に制限)を整理・合理化すべきである。例えば、以下の場合には、一定の要件の下、限度額超過を承認すべきである。
 - ・ 企業買収資金の融資であり、買収後の代替的な資金調達等によって限度額超過が短期に解消される場合
 - ・ 戦略分野など大規模な新規事業のために設立するSPC向けノンリコースローンであり、親会社と倒産隔離され信用連鎖性がない場合
- (2) 銀行等のエクイティの供給機能を高めるため、銀行等の投資専門子会社は、議決権保有規制の例外として4類型(事業再生・承継・ベンチャービジネス・地域活性化事業)の会社には100%出資可能であるが、企業が成長のため行う株式非公開化や、事業の選択と集中のために行うカーブアウト案件についても、

投資専門子会社における体制強化とのバランス等を踏まえつつ、100%出資可能とすべきである。

また、ベンチャービジネス会社への出資については、中小企業であることが要件とされているところ、中堅企業へと拡大すべきである。

加えて、中小企業へ一定以上の出資を行う場合、出資先が「みなし大企業」に該当し、中小企業向けの税制優遇が非適用となる。事業再生・承継等の出資趣旨に鑑み、これを改めるべきである。

(3) 銀行等の傘下のファンドが他の機関投資家から LP 出資を受け入れている場合において、自己資本比率規制上の他者出資分の取扱いを合理化すべきである（現行制度では他者出資分も含めて連結でリスクアセット等を計算するところ、他者出資分は原則非連結とする）。

(4) 銀行等が産業成長を支える役割を従来以上に果たしていくための今後のビジネスモデルとして、例えば、多様な資金供給機能を総合的に提供し、組成した良質なアセットを多様な投資家に流通させていくモデルや、デットに加えて、事業会社への（イグジットを前提とした）エクイティ供給を拡大し、ハンズオン支援によりイノベーションを共創していくモデルが考えられる。こうしたビジネスモデルの発展に向けた下記事項について、民間金融機関によるより良いサービスの提供可能性や諸外国の実情を含めて、2026年度中に研究・検討を開始すべきである。

- ・ 銀証ファイアーウォール規制等の見直し（金融機関グループにおける適切な顧客情報管理・利益相反管理・優越的地位の濫用防止、不適切行為に対する厳格なペナルティが前提）
- ・ 一般持株会社の仕組みの活用の是非・可否（預金を原資としないなどのリスク遮断の徹底が前提）

資金供給経路の多様化による厚みのある金融市場の実現

(1) 成長投資を支える資金供給主体の多様化を図るため、銀行等や政府系金融機関が企業の M&A や事業展開のためにアレンジするシンジケートローンに、日本で銀行免許がない外国金融機関の参加を促すための制度整備を行うべきである。また、適切なモニタリングを前提に健全な PD ファンドを育成していくべきである。

(2) 企業への資金供給経路の多様化に向け、社債市場の活性化に取り組むことが重要である。米国と比べ日本では特に低格付けを中心に発行体・投資家ともに極めて少ない状況であり、市場の活性化に向け、その前提となる社債権者保護にも配慮しつつ、以下を実施すべきである。

① 社債未活用の企業向けの知見提供

- ② 社債発行に係る規制の緩和、大規模な設備投資を行う企業の社債引受を行う金融機関を支援する制度の整備
 - ③ 機動的な発行や価格情報の参照が可能となる環境整備
 - ④ 機動的な開催へ向けたバーチャル社債権者集会の導入検討
 - ⑤ 社債発行企業のグループ企業によるデジタル社債等の勧誘に係る規制緩和
- (3) ローン・セカンダリー市場の活性化や銀行等におけるリスク管理の高度化のため、（これまで信用リスク管理を行う銀行勘定で取り扱うものと解されていた）売買目的のローン債権について、売買目的有価証券と同様に、市場リスク管理を行うトレーディング勘定で取り扱うようにすべきである。
- また、本年5月から、将来キャッシュフローを含む事業全体を担保とすることにより、事業の将来性に基づく資金調達を行いやすくする企業価値担保権制度が開始される。諸外国で取引されているローン債権・社債の商品性等を参考に、企業価値担保権付きローン・社債の組成・流通について、実務的な検討を進めるべきである。
- (4) 適切なモニタリングを前提に、企業への大規模な出資や積極的な価値向上に取り組むPEファンドやベンチャーキャピタル（VC）の健全な発展を図るべく、以下を実施すべきである。
- ① JIC や DBJ 等の政府系ファンド・金融機関による民間ファンドへのLP出資・共同投資といった出資機能を強化すること。
 - ② 主要なLP投資家の多くから改善を求める声がある、日本企業に投資するPEファンド業界全体のベンチマークを充実させること。
 - ③ 主要なLP投資家である銀行等の出資・融資に係る規制を合理化すること（議決権保有規制の合理化、LBOローン等に関して利用可能な外部格付の在り方など信用リスク評価の精緻化）。
 - ④ 日本企業に投資するPEファンドの資金調達構造や投資先企業の規模、LP投資家から見た課題について実態調査し、解決に向け対話を実施すること
 - ⑤ 2024年に策定した「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項（VCRHs）」が、VCの公正価値評価の積極的な導入を含め、投資家・VC間で一層活用されるようフォローアップ・見直しを行うこと。併せて、政府系・民間金融機関、公的アセットオーナーを含む機関投資家がVCへのLP出資に際してVCRHsを考慮するよう促すこと。
- (5) プライベートアセットへの資金供給の多様化に取り組むべきである。投資信託協会（現：資産運用業協会）のルール改正により、公募投資信託に非上場株式を原則15%まで組入可能となったが、EU・英国では、低流動性資産への長期投資を目的とするファンド枠組み（ELTIF、LTAF）が整備されており、個人

投資家も投資可能とされている。日本でも、投資商品の選択肢を拡げていく観点から、諸外国の事例を参考に、顧客保護に留意した上で、プライベートアセットへの投資に特化した新たなリテール向け投資信託の枠組みを整備すべきである。併せて、低流動性金融商品であることを顧客が十分理解した上でリスク許容度の範囲内で購入できるよう、顧客属性を踏まえた販売・勧誘態勢が確保されるべきである。

2. 企業の成長投資の促進

(1) 企業経営者・機関投資家の双方が、成長投資の抑制による短期的な資本効率の改善といった短期主義に陥らず、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を強く意識し、そのために必要な成長投資を実施していく必要がある。こうした意識改革を支援するため、以下を実施すべきである。

① 上場企業向けの原則である「コーポレートガバナンス・コード」を今夏に改訂すること。その中で、取締役会は成長の道筋を構築する責務を負っており、自社の成長フェーズや機会コストを十分に考慮した上で、経営戦略や経営計画、資本政策の実現のために成長投資や事業ポートフォリオの見直し等の経営資源の配分に関し具体的に何を実行するのかについて説明を行うべきである旨、また、配分の適切性を不断に検証すべきである旨を強調すること。

加えて、機関投資家向けの原則である「スチュワードシップ・コード」について、コードの趣旨に沿った対話やスチュワードシップ活動に関する情報提供が適切に行われているかの確認を含め、上場企業や機関投資家の両コードの取組状況をフォローすること。

② 「コーポレートガバナンス・コード」の考え方を前提とし、中長期的な企業価値向上に向け、成長投資の具体化・実行へと繋げるための実務指針として「成長投資ガイダンス」を策定すること。ガイダンスでは、成長投資と株主還元との適切なバランスや、事業ポートフォリオの改善、投資の時間軸・評価軸等を一体的に整理すること。特に、企業の業績や成長ステージに応じて成長投資と自社株買いや配当等の株主還元の優先関係などを示すこと。

③ 短期主義に陥らず中長期的な企業価値向上に向けた企業と株主の建設的な対話を促進する観点や、諸外国とのイコールフットイングを図り、企業の果敢な経営判断を後押しする観点から、会社法上の株主提案権（議決権数要件（300 個以上）の廃止や業務執行に関する提案（定款変更）の制限、会社による実質株主に対する調査権の実効性確保（議決権停止）等）や、臨時総会招集権（議決権の3%以上という要件の引上げ）について、必要な見直しを検討すること。また、有価証券報告書と会社法上の事業報告等の一本化及び監査の一元化を行うための改正も実施すること。

- (2) 企業が役員への株式報酬を充実させていくことは、安定株主の醸成や中長期的な企業価値向上に寄与するものであり、このための環境整備を進めるべきである。また、企業が自己株式を公益目的で処分する際には、処分上限等について定款の定めがあれば、株主総会決議ではなく取締役会決議で処分可能とすべきである。
- (3) 企業に対して、資本コストを下回る事業に固定化された資本を見直し、成長分野への経営資源の再配分を促すため、事業ポートフォリオ改善や事業再編を促進・円滑化するための強力なインセンティブ措置を検討すべきである。
- (4) 企業が成長投資を進める上で、増加する自然災害や地政学リスク等の対応が課題となる。企業の中には自グループのリスクのみを引き受けるキャプティブを海外で設立する動きも広がる一方、為替変動や制度変更リスクを理由に国内設立を望む声がある。このため、契約者保護や健全性に配慮しつつ、限定的なリスクを扱う特別専門保険会社(再保険キャプティブ)の制度の検討を進め、企業のリスクマネジメント高度化と投資余力の確保を後押しすべきである。

3. 資産運用を通じた国民の豊かさの向上

アセットオーナーの機能向上

- (1) 公的アセットオーナーには、資産運用の規模に鑑み、受益者に対する責任と市場等の発展について求められる役割を的確に果たしていくこと、また、他のアセットオーナーの参考となる取組の実施・開示を行っていくことが期待される。このため、以下を実施すべきである。
- ① 厚生年金に係る積立金は、GPIF等の9主体が各々運用している。共通財源として一元管理する観点から、運用ルールの大枠は共通であるが、個々の方針等には違いがある。このため、9主体の比較可能性を高めて継続的な運用高度化を促していく観点から、以下を実施すべきである。ただし、その際、他と異なる先進的な試みや取組を阻害しないよう留意すべきである。
- ・ 運用体制・基準・手法・状況等に係る重要な事項を、定義を共通化した上で、定期的・一覧での比較・開示を行うこと
 - ・ 一元管理の観点から共通化すべき事項と運用高度化を促す観点から各主体の自主判断とすべき事項の区分けの検証を含め、全体として最適な運用の枠組みが構築されているかを定期的に評価すること
 - ・ 上記を踏まえ、運用を高度化していくこと（相互の情報連携・協力や必要に応じた他主体への運用委託を含む）
- ② オルタナティブ資産は、上場株式や債券と異なるリスク・リターン特性を有しており、適切なリスク管理や体制整備を前提とした戦略的な投資は、

ポートフォリオの効率性向上や超過収益の獲得にとって有益である。GPIF においては、オルタナティブ投資の上限（資産全体の5%）に向けて、リスク管理や運用の高度化のほか、以下の取組を実施すべきである。

- ・ 毎年度の自己評価において、投資件数のほか投資金額・割合や収益率等に基づき、全体・種類別・内外別に多角的な評価を行うこと。厚生労働省においても、上記に基づき実績評価を行うこと。
- ・ 投資確約金額が5%上限に近づくタイミングまでに、リスク管理・運用の高度化の観点から、現行の4資産内枠管理の利点・欠点を踏まえた是非や、新たな上限水準、配分割合を含め、今後のポートフォリオの位置付け・在り方について、諸外国の例も参考に検討すること。
- ・ 国内PEファンド・VCの発展は、GPIFにとっても良質な投資対象を増やす観点から重要であり、関係省庁や他のLP投資家と協力して投資環境の整備に貢献し、結果としてのコミットメントに繋げていくこと。

③ また、共済組合を含めその他の公的アセットオーナーについても、自らの運用目標やリスク管理体制の整備、財政・収支状況を踏まえつつ、上記②の事項に取り組んでいくべきである。

(2) 企業年金(DB・DC)の情報を公開し、他社比較を可能とする新システムを2027年度中に稼働させるべく、準備を進めるべきである。稼働後においても、関係者の意見を踏まえ、定期的に必要な見直しを検討していくべきである。

また、各企業年金(DB)が、加入者の最善の利益を追求するための備えがあることを点検し、関係者との対話等を通じ、運用力向上を図っていくことを後押しする観点から、一定の資産規模以上のDBにおけるアセットオーナー・プリンシプルの検討状況について実態調査を行うべきである。また、その結果を踏まえ、追加的な施策を検討すべきである。

(3) 大学においては、金融経済や社会環境が変化する中、海外の大学のように、計画的な資産運用により財源を多様化し、財務の安定性を確保していくことが重要である。各大学の状況は区々であるが、各大学の取組を後押しすべく、以下を実施すべきである。

① 今回実施した資産運用実態調査を参考に、これから運用開始を検討する大学と既に一定レベルの運用を実施する大学別に、双方の参考となる資産運用ガイドブックを策定し、全国の大学へ普及・展開していくべきである。また、体制整備や運用面での好事例を収集し、横展開を実施するとともに、アセットオーナー・プリンシプルの受入促進を図るべきである。

② 世界最高水準の研究大学の実現に向けて科学技術振興機構(大学ファンド)の支援対象となる国際卓越研究大学の認定においては、次期募集を行う場合、アセットオーナー・プリンシプルの受入状況を認可要件に盛り込むべきである。また、認定に際して資産運用ポートフォリオや運用方針の妥当性を

十分に審査するとともに、認定後もこれらの状況について深度あるモニタリングを行うべきである。

- ③ 単独では体制構築が困難な大学においては、他大学との共同運用や外部専門家の知見の活用（OCIO サービス等）も選択肢となる。これらに関し、大学や金融機関の意見も聞きつつ、障害となっている点がないか点検し、必要に応じ環境整備を行うべきである。例えば、法令や当局認定により実施可能な運用内容が異なる国立大学が運用高度化に向けて円滑に共同運用をすることができる環境整備を検討すべきである。
- ④ 私立大学の会計基準（文部科学省令）では、国立大学と異なり、原則、有価証券を時価ではなく取得価額で評価する旨規定されている。計算書類の注記として時価情報を記載することとなっているが、「債券」、「株式」、「投資信託」、「その他」という大括りでの記載であり、また、時価の経年変化が明らかでないなどの課題がある。このため、私立大学の資産運用・リスク管理の高度化に向け、時価情報の記載を充実させるなど時価管理を促す仕組みを含め、私立大学における会計上の有価証券の取扱いの在り方の見直しについて検討すべきである。

資産運用サービスの高度化

- (1) 日本投資顧問業協会と投資信託協会が統合し、本年4月に新たに発足した資産運用業協会が、従来の自主規制機能の強化に加えて、海外関係団体との連携、政府への政策提言や自主規制規則の柔軟な見直しなど政策対応能力の向上など、資産運用業の健全な発展やプレゼンス向上に向けた取組を強化し、資産運用立国の実現を力強く推進する協会となるよう促していくべきである。
- (2) 資産運用会社の運用力向上や海外基盤の確立に向け、大手金融グループによる外国資産運用会社の買収事例も増加している中、銀行等による機動的な買収を可能とするため、銀行等が資産運用業と一般業務を兼営する外国会社を保有可能とすべきである。
- (3) 資産運用会社のミドル・バック業務や信託銀行の資産管理業務の中には、標準化・自動化されていないものも多い。家計や機関投資家の資産運用が今後より一層拡大すると考えられる中、短期的な費用対効果のみならず、あるべき業務の効率化・合理化について、2027年度中に一定の整理を行うことを目指し、関係業界と当局等が連携して検討していくべきである。

家計の安定的な資産形成の促進

(1) 企業型 DC・iDeCo は、NISA と並ぶ重要な資産形成ツールである。一方で、例えば、iDeCo の加入者数は 400 万弱と NISA の口座開設者数 (2,800 万超) の 1/7 以下であり、その差も年々拡大している。金融機関からも制度改善を望む意見が多い。こうした現実を受け止め、加入者にとって魅力的な制度となるよう、制度の更なる充実や広報の強化など、以下を実施すべきである。

① 様々な要因により 20~40 代に十分な資産形成ができない場合もあることから、例えば、米国同様に 50 歳以上の者に対する キャッチアップ拠出枠 (追加枠) の導入 を検討すべきである。また、加入者の拠出実態や諸外国の制度、NISA との関係等を踏まえ、あるべき拠出限度額の水準や枠組み を検討すべきである。これらについては、次期年金制度改革までに検討すること。

② 現在、加入者の約 20% は元本確保型商品のみで運用しており、実質的な資産価値が毀損し続けるリスクに直面している。このため、個々人の適切な商品選択をサポートする観点から、以下を検討すべきである。なお、検討にあたっては、下記のような制約がない NISA の利便性の高さや簡素な制度が利用者からの支持に繋がっていること、金融機関の利益相反防止策が加入者利便を阻害している可能性があることに留意すべきである。

- ・ 加入者が金融機関から 個別商品のアドバイス を受けられるようにすること (運営管理機関が、金融商品取引業者の立場として行う個別商品の推奨・助言を許容)。その上で、深度ある金融モニタリングを行うこと。
- ・ リスク許容度に応じた適切な商品選択やリバランスをサポートする観点から、預金や投資信託に限定されている運用商品に、ロボアドバイザーサービス (投資一任契約) を追加 すること。
- ・ 運営管理機関において、適時適切な商品ラインナップの見直し が実施されるよう、商品除外手続き (選択者の 2/3 以上の同意) を緩和 すること。また、商品ラインナップを 35 本以下 とする現行規定を見直すこと。
- ・ 加入者の老後の所得確保という目的を踏まえ、指定運用方法の設定を義務化 するとともに、長期的な資産形成に適した商品を設定していない 場合には、その理由を加入者に説明する仕組みとすること。

③ DC は、NISA と比べ多数の主体が関与する制度であるという実態を踏まえ、手続の簡素化やコストの低減に繋げるよう、制度の効率化・シンプル化に向け、大胆な改革 を次期年金制度改革までに検討し (iDeCo におけるプラットフォームとしての国民年金基金連合会の役割を含む)、その結果に基づき所要の法令改正を行うべきである。検討に際しては、公平性の観点のみならず、運営管理機関の負担など制度の持続可能性にも配慮 すべきである。

また、同時に給付 (一時金受取り又は年金受取り) の諸課題や、自動移換者の削減策や移換資産の目減り防止策についても検討すべきである。

- ④ iDeCo のメリット（所得控除）等について広報を強化していくべきである。その際、iDeCo のみではなく、NISA との相違点や、両制度の併用や使い分けに関する情報を加えるなど、国民の目線に立った広報としていくべきである。
- (2) ライフプラン、ライフステージ、資産・収支状況など個々人の状況は区々であるが、「金利ある世界」へと移行する中、個々人の多様なニーズに応えるため、国債の魅力を上向きさせていくことも重要である。このため、既存の個人向け国債の商品性の見直しや、新たな商品の設計等を含む更なる環境整備を行っていくべきである。
- (3) NISA については、あらゆる世代の長期・安定的な資産形成を支援する観点から、2024 年に制度の抜本的拡充・恒久化がなされ、また、2026 年においても「未成年者のつみたて投資枠」（こども NISA）の創設など制度の一層の充実が図られたところである。当面は、これまでの制度拡充の成果を踏まえ、実務的な改善を通じて継続的な利便性の向上を図りつつ、更なる普及・定着に向けて広報等の取組を進めていくべきである。
- (4) 金融リテラシー調査結果（2025）によると、「金融経済教育を受けたと認識する人の割合」及び「金融リテラシーの正答率」には地域差がある。また、世代（ライフステージ）毎に身に付けるべき金融に関する知識・判断力（金融リテラシー）は異なる。こうした差・違いを踏まえ、以下を実施すべきである。
- ① 金融経済教育推進機構（J-FLEC）において、関係省庁とともに、都道府県の金融広報委員会*、地方自治体、教育機関、金融機関、商工団体等の関係者との連携を強化し、各地域・世代に即した金融経済教育を推進すべきである。
- ※ 都道府県庁・財務省財務局・日本銀行支店等により構成される金融に関する広報活動を行う団体
- ② 各省庁・地方部局・地方自治体において、職域における金融経済教育を更に浸透させる観点から、全企業の範となるよう、J-FLEC の事業を活用するなど職員向けの研修・セミナーを継続的に実施すべきである。
- (5) 長期・積立・分散投資やインフレ時の資産管理の重要性を踏まえ、次期学習指導要領における金融リテラシーの向上に資する記載の一層の拡充に向け、文部科学省を中心に金融庁や J-FLEC が連携し、検討すべきである。
- (6) J-FLEC のミッションであるファイナンシャル・ウェルビーイングの実現のためには、個々人がライフプランの設計・点検を行う上で、自身の金融資産や年金の情報を集約・可視化することが有用である。そのため、J-FLEC に設置された検討会議において、可視化が必要なデータとその取得の方法について整理を行うべきである。その上で、J-FLEC における相談業務等で活用しながら、当該整理のブラッシュアップを継続的に行うべきである。